
第5章

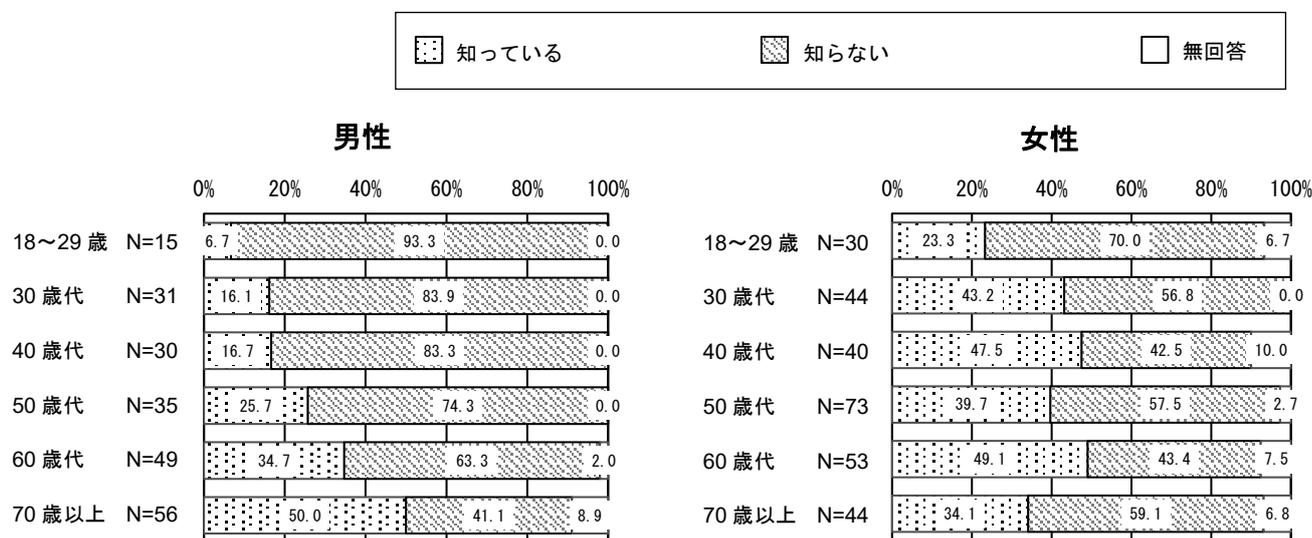
本プランの推進

第5章 本プランの推進

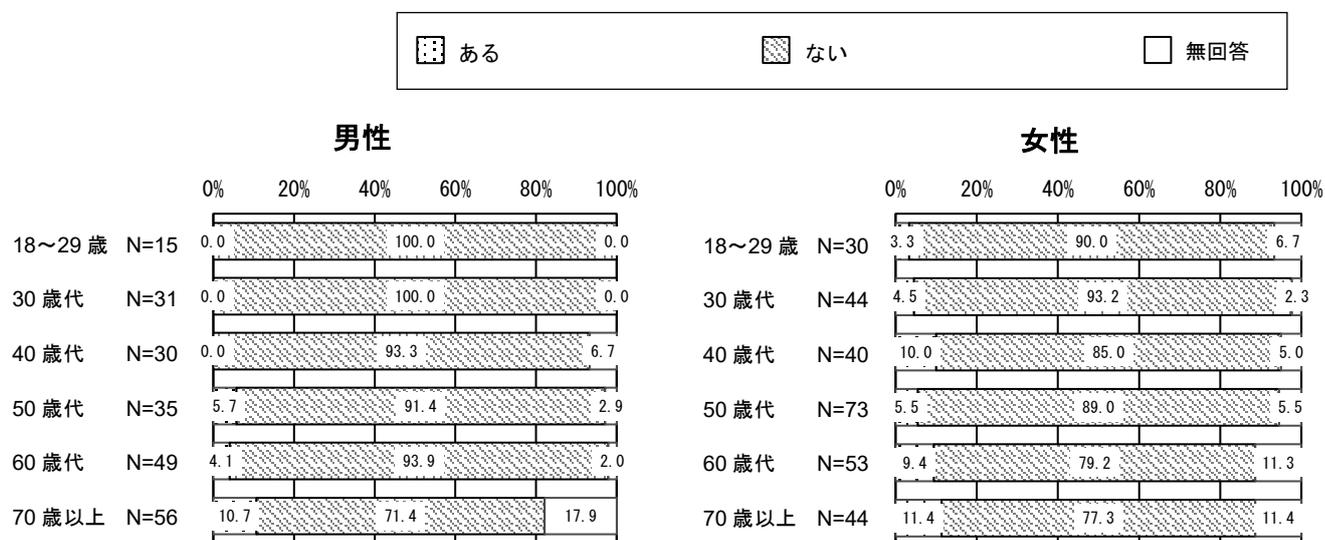
本市における男女共同参画社会を実現するためには、まず推進する立場である行政が率先垂範しなければなりません。職員の男女共同参画に対する認識を深めるための研修や、広範多岐にわたる施策を効果的に実施するための関係各課の連携などにより、行政内部の推進体制を強化する必要があります。同時に、関係機関や事業所、市民団体などとの幅広い協力・連携体制の構築が不可欠です。

男女共同参画センターにおいては、その位置付けを明確にし、内部組織の見直しを図り、男女共同参画推進に関する学習や交流、情報収集や発信等の施策が展開できるよう推進体制を構築していきます。(図表 33、図表 34)。

図表33 男女共同参画センターの認知度〔年代別〕
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



図表34 男女共同参画センターまたは別館の利用経験〔年代別〕
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) 市役所内の推進体制の充実と強化

No.	具体的事業	事業内容	担当課
40	男女共同参画センター機能の強化	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会の実現に向け、本プランに則した施策を継続的に実施します。また、市民や民間団体による男女共同参画推進の取り組み等の支援の充実に努めます。	男女共同参画センター
41	職員研修の充実	行政が率先して男女共同参画を推進するために、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を継続的に実施し、理解促進と意識の向上に努めます。	男女共同参画センター 人事課
42	女性職員の登用・参画促進	「直方市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、女性職員の能力や適性を最大限考慮した人事配置や管理職への登用に努めます。	人事課
43	男性職員の育児関連休暇制度の取得促進	次世代育成支援対策推進法に基づく「直方市特定事業主行動計画（第4期）」により、男性職員が育児休暇や育児休業といった育児関連休暇制度を取得しやすいよう、制度の周知や休暇制度を利用しやすい職場の雰囲気づくり、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰などに努めます。	人事課
44	市主催の行事における託児の実施	本市が主催する講演や研修などの行事において、育児中の人に参加しやすいよう託児を実施します。	全庁

具体的施策(2) 関係機関や団体、市民との連携・協力・支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
45	国や県、他市町村との連携	男女共同参画の課題解決のため、国や県、他市町村の関係機関との連携や交流により情報収集を行い、本プランの効果的な実施に努めます。	男女共同参画センター
46	市民や団体との協力・支援	男女共同参画社会の実現を目的とした団体や市民に対し、男女共同参画に関する情報を提供します。また、これら団体や市民と積極的に連携・協力し、活動を継続的に支援します。	男女共同参画センター

具体的施策(3) 本プランの進捗管理

No.	具体的事業	事業内容	担当課
47	推進体制の充実・連携強化	行政内部の組織である男女共同参画推進本部や男女共同参画推進委員会を適宜開催し、市の各分野において男女共同参画の視点を盛り込んだ施策を積極的に進め、男女共同参画行政の総合的な推進を図ります。	男女共同参画センター
48	男女共同参画審議会の運営	推進条例第18条に基づき設置した直方市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を適宜開催し、男女共同参画に関する施策や重要事項についての審議・提言を求めます。	男女共同参画センター
49	本プランの進行管理及び進捗状況の評価と報告	本プランの進捗状況を適切に管理するための年次報告書を作成し、自己評価を添えて、審議会へ報告します。また、報告に対する審議会からの評価を受け、その結果を公表します。	男女共同参画センター
50	男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査を行い、市民の意識の変化や課題を明らかにすることで、効果的な施策の実施や見直しを行います。また、企業などの雇用状況の把握や企業（経営者）に対する意識啓発のため、事業所調査を適宜実施します。	男女共同参画センター

本プランの推進：成果指標と数値目標

成果指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
直方市男女共同参画センター(男女共同参画推進にかかる取り組み)を知っている市民の割合	36.2% (男性 30.0% 女性 40.9%)	50%
市職員の管理職の地位に占める女性の割合	12.8%	20%以上 (※10)
男性職員の育児休業等 ^(※11) の取得率	0.0%	30% (※12)

※10…「直方市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく目標値は、令和7年度までに管理職・監督職に占める女性職員の割合をともに20%以上としている。

※11… 育児休業及び部分休業に加え、産後パパ育休や育児短時間勤務を取得した場合を含む。

※12… 次世代育成支援対策推進法に基づく「直方市特定事業主行動計画(第4期)」(計画期間：令和2年度～令和7年度)に基づく目標値は、男性職員の育児休業等の取得率を30%としている。